

## 第8章 任意継続被保険者

### 1. 制度の目的

退職等の理由で資格喪失した被保険者が病気、けがをした場合生活が不安定となり、生活の困窮度が高まることから、この期間、生活の保護を図ろうとするものです。

### 2. 任意継続被保険者資格取得

#### (1) 資格取得要件

- ア. 退職等により被保険者の資格を喪失した者
- イ. 資格を失った日の前日まで継続して2ヵ月以上一般の被保険者であった者
- ウ. 「健康保険任意継続被保険者資格取得申請書」(適14)を資格喪失日より20日以内に当組合まで届け出た者(天災地変等やむを得ない事情と認められる場合は20日経過後でも受理されます。)

#### (2) 資格取得手続

- ア. 「健康保険任意継続被保険者資格取得申請書」を当組合に届け出ること
- イ. 上記申請書の届け出があれば、資格取得要件を確認のうえ保険料納入告知書を自宅宛送付しますので、保険料納入告知書に記載されている納付期限までに保険料を納付すること

### 3. 任意継続被保険者資格喪失

#### (1) 資格喪失事由

- ア. 任意継続被保険者となった日から起算して2年を経過したとき
- イ. 納付期限までに保険料を納めなかったとき
- ウ. 就職等により健康保険(国民健康保険以外)及び船員保険の被保険者となったとき
- エ. 被保険者が死亡したとき
- オ. 後期高齢者医療制度の被保険者となったとき
- カ. 資格喪失の申し出をしたとき

#### (2) 資格喪失手続

前項のいずれかに該当したときに資格を喪失します。

資格喪失事由が、ア. イ. オの場合は「任意継続被保険者資格喪失通知」で通知します。

ウ.の場合は「健康保険任意継続被保険者資格喪失届」(適15)を届け出してください。

エ. は状況に応じて必要書類が異なりますので当組合までお問い合わせください。

喪失事由オ.のうち、一定の障害により65歳~74歳で後期高齢者医療制度の被保険者になった場合には適15による届け出が必要です。

カ.の場合は「健康保険任意継続被保険者資格喪失申出書」(適16)を届け出してください。

#### (3) 資格喪失日

- ア. イ. エ.のときは事実が発生した日の翌日
- ウ. オ.のときは事実が発生した当日

カ. のときは「健康保険任意継続被保険者資格喪失申出書」(適16)が受理された日の属する月の翌月1日

## 4. 保険料

### (1) 保険料の負担義務と納付義務

任意継続被保険者は、個人加入という性格から保険料を負担し、納付期限までに納付する義務を負います。負担義務は資格取得の月から資格喪失する月の前月までです。

### (2) 保険料の納付期限

ア. 資格取得月の初回保険料は当組合が指定した期限までに納付すること。この保険料が納付期限までに納付されない場合は、任意継続被保険者の資格取消となります。

イ. 毎月の保険料は該当月の10日までに納付すること。(休日の場合は翌営業日)納付期限まで納付が完了していない場合は、資格喪失事由項に該当します。

### (3) 保険料の納付方法

#### ア. 自己納付の場合

振込みは当組合が指定する口座に振り込み願います。

#### イ. 貯金口座振替の場合

初回月を除く保険料は、北海道信連本所及び当組合と契約している農協からの「貯金口座振替」(毎月7日振替)で納付することができます。貯金口座振替を希望される方は当組合より「貯金口座振替依頼書」を送付しますので口座振替を希望する北海道信連本所または農協の金融窓口に必要な事項記入のうえ申し込んでください。後日、当組合より文書にて口座振替の開始月を通知しますので、通知があるまでは自己納付願います。前納保険料は口座振替することはできません。

#### ウ. 保険料を前納する場合

保険料の前納には、半年前納(4月～9月期分、10月～3月期分)と1年前納(4月～3月期分)の2種類の納付方法があり、それぞれ当該期の前月の末日が納付期限となります。

この方法を選択した場合、取得月を除き当該期分の保険料を一括で納付することができます。

なお、保険料を前納した場合、資格喪失事由(3.(1)ウ.エ.オ.カ.)に該当しない限り保険料納付済期間内脱退はできなくなります。

ただし、前納をした方が納付済期間の途中で死亡した場合、または健康保険(国民健康保険以外)及び船員保険の被保険者となり保険料の還付が発生する方については、当組合より還付請求に必要な書類を送付しますので必要事項を記入のうえ提出願います。後ほど保険料を還付します。

### (4) 保険料額

ア. 保険料の基礎となる標準報酬月額は、被保険者の退職時の標準報酬月額、又は当組合の平均標準報酬月額(前年度の9月末)のいずれか低い方をもって定めます。

イ. 上記の標準報酬月額に保険料率(一般保険料率+調整保険料率、介護保険料率)を乗じて得た額に円未満の端数が生じた場合はその端数を切り捨てた額が保険料です。

(5) 保険料の納付証明

該当する年度分をまとめて12月頃に当組合から送付します。

**5. 保険給付**

健康保険の被保険者であったときと同様の保険給付（傷病手当金と出産手当金を除く）を受けることができます。（給付関係の各項を参照ください。）

**6. 保健事業**

健康保険の被保険者であったときと同様の保健事業を利用することができます。（保健事業関係の各項を参照ください。）

**7. その他**

- (1) 被扶養者の認定条件は従来 of 被保険者と同様です。（被扶養者関係の各項を参照ください。）被保険者の年間収入は、任意継続被保険者資格取得時の標準報酬月額 of 85%（年間収入が300万円未満は90%）の12ヵ月分をもって年間収入とみなします。ただし、みなし収入で被保険者が不利益を被る場合は、喪失後の実収入額を年間収入とします。
- (2) 任意継続被保険者の手続様式は当組合に申し出ください。
- (3) 被扶養者の届け出、資格確認書の再交付申請等の手続きは従来 of 被保険者と同様です。